

平成21年3月18日

遠野市監査基準

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告の徴取に関し、遠野市監査委員条例（平成17年遠野市条例第11号）、遠野市監査委員事務局規程（平成17年遠野市監査委員告示第1号）及び遠野市監査委員庶務規程（平成17年遠野市監査委員告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監査等の種類)

第2条 監査委員が実施する監査等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 法第199条第4項の規定による定期監査
- (2) 法第199条第5項の規定による随時監査
- (3) 法第199条第2項の規定による行政監査
- (4) 法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査
- (5) 法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による公金の収納又は支払事務に関する監査
- (6) 法第75条の規定による住民の直接請求に基づく監査
- (7) 法第98条第2項の規定による議会の請求に基づく監査
- (8) 法第125条の規定に関する請願の措置としての監査
- (9) 法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査
- (10) 法第242条の規定による住民監査請求に基づく監査
- (11) 法第243条の2第3項又は公企法第34条の規定による市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
- (12) 法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査
- (13) 法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による決算審査
- (14) 法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査
- (15) 健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率等の審査

(監査等基本計画の策定)

第3条 監査委員は、監査等を公正で合理的、効率的かつ効果的に実施するため、年度当初に監査等基本計画を策定しなければならない。

2 監査等基本計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監査等の実施に関し必要と認める事項

3 監査等基本計画は、策定後速やかに監査対象とする市の機関の事務部局等（以下「部局等」という。）に周知するとともに、市のホームページで公開するものとする。

（監査等実施要領）

第4条 第2条に掲げる監査等を実施する際は、前条に規定する監査等基本計画に則った監査等実施要領を作成し、これに基づいて実施しなければならない。

2 監査等実施要領は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象事務等
- (3) 監査等の対象期間
- (4) 監査等の方針
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の項目及び着眼点
- (7) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

（事前通知）

第5条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長及び議会、行政委員会、公営企業（以下「市長等」という。）に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

2 前項の規定にかかわらず、現金取扱に関する監査等は、実効性を確保するため、あらかじめ通知せずに実施することができる。

（資料要求等）

第6条 監査等の実施に当たっては、対象部局等に対し、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業等の概況について説明を求めるものとする。ただし、緊急を要する場合その他監査委員が必要と認めたときは、この限りでない。

（証拠の入手方法）

第7条 本市で実施する監査等における証拠の入手は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 試査 監査等の対象事項の一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する方法
- (2) 精査 監査等の対象事項の全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする方法

2 第2条第1号から第5号まで及び第12号から第15号までに掲げる監査等において、監査証拠の入手に当たっては、原則として試査を用いる。ただし、試査によって異常を発見した場合は、当該事項について精査を用いるものとする。

3 前項の試査に当たっては、その範囲を合理的に決定しなければならない。

（監査等の実施手続）

第8条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次の各号に定める監査等の実施手

続を可能な限り選択して実施するものとする。

- (1) 照合 関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
  - (2) 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
  - (3) 立会い 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立会い、その実施状況を視察して正否を確かめる。
  - (4) 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。
  - (5) 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部局等の職員などに質問して、回答又は説明を求める。
  - (6) 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。
  - (7) 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その違いや変化から問題点の有無を確かめる。
- 2 監査委員は、前項に定める監査等の実施手続のほか、必要に応じて次の各号に定める実施手続を選択することができる。
- (1) 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにする。
  - (2) 比率吟味 財政分析上の比率等を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。
  - (3) 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追求し、両者が事実上一致するかどうか確かめる。
  - (4) 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

(合理的基礎の確保)

第9条 監査委員は、監査等の項目の重要性、危険性、内部けん制の信頼性、その他監査等を実施する上で注目すべき諸要素を十分考慮して、監査結果に対し合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。

(監査等の講評)

第10条 監査等を実施し、監査委員が必要と認めたときは、監査対象部局等の職員に対して講評するものとする。

2 前項の講評は、原則として、監査等の結果に関する報告、意見（以下「報告等」という。）の決定の前に行い、これに対する弁明又は見解を聴取するものとする。

(報告等の提出)

第11条 監査等を終了したときは、監査委員の合議により報告等を決定し、速やかに市長等又は請求人へ提出しなければならない。

2 前項の報告等には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

- (1) 報告等の提出日付
- (2) 監査等を実施した監査委員名

- (3) 監査等の種類
- (4) 監査等の概要
  - ア 監査等の実施期間
  - イ 監査等の対象とした部局等又は施設名（財政援助団体等の場合は団体名）
  - ウ 監査等の対象とした事項及び範囲
  - エ 監査等の目的又は着眼点

- (5) 監査等の結果
  - ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見
  - イ 指摘事項

（報告等の提出前の周知の禁止）

第12条 監査等の結果は、原則として、報告等の提出前に市長等関係者以外の者に知らせてはならない。

（勧告）

第13条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（報告等の公表）

第14条 報告等のうち、第2条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号に定める監査等については、原則として報告等の全文を速やかに公表しなければならない。

（透明性の確保）

第15条 監査委員は、報告等について市のホームページ及び市庁舎市民室等において情報を公開し、監査業務の透明性の確保に努めるものとする。

2 報告等の公表に当たっては、個人情報の適切な取扱いに配慮しなければならない。

（監査等の結果報告後の処置）

第16条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については、文書で市長等から措置状況報告を求めるものとする。

2 第2条第1号から第4号まで及び第9号に係る措置状況報告が市長等から提出されたときは、これを速やかに公表しなければならない。

3 第2条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

4 監査委員は、指摘した事項又は表明した意見が全庁に共通した事項又は意見である場合は、市長等に対し、その改善について全庁的な取組への協力を要請するものとする。

5 監査委員は、監査等で指摘し、注意し、又は検討を求めた事項の改善を徹底するため、次の監査等において第1項の措置状況報告に基づく検証を行うものとする。

6 第2項及び第3項の公表の方法については、第14条及び第15条の規定を準用する。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、監査等に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年3月18日から施行する。